

## 泉佐野市入札参加資格停止要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、本市が発注する建設工事、建設工事に関連する設計・測量等の委託業務、物品購入等及び役務提供等（以下「建設工事等」という。）について、契約事務を適正に行うとともに、暴力団の介入を排除するため、泉佐野市契約規則第16条第3項に規定する入札参加資格登録業者（以下「登録業者」という。）に対する入札参加資格停止及び入札参加資格保留（以下「資格停止等」という。）の措置を適正に行うために必要な事項を定める。

(入札参加資格停止措置)

第2条 登録業者である個人又は法人である登録業者の代表者（受任者がある場合はその責任者）若しくはその役員、又はそれらの使用人（以上を総じて「代表者等」という。）、又は登録業者自体が、別表に定める措置要件に該当するときは、市長は、当該措置要件に係る期間について、当該登録業者に対して入札参加資格停止措置（以下「停止措置」という。）を行う。

2 停止措置の期間は、措置要件に該当する事実を知り得た日又は当該事実を市長が認定した日から起算する。

(入札参加資格保留措置)

第3条 市長は、登録業者又はその代表者等が以下の各号に該当したときは、当該登録業者に対して入札参加資格保留措置（以下「保留措置」という。）を行う。

(1) 別表に定める措置要件のいずれかに該当する行為があるとして、本市が捜査機関に告発したとき。

(2) 本市発注建設工事等の契約又はその履行に関する不正行為又はその疑いにより、泉佐野市入札・契約調査委員会設置要綱第2条第1項第2号又は第5号の規定に基づき、本市が公正取引委員会又は建設業許可行政庁に通知したとき。

2 保留措置の期間は、その開始日から起算して3月を超えないものとし、その期間が3月に至った登録業者に対しては、保留措置を解除するものとする。

3 市長は、保留措置の開始日から3月以内に、第1項第1号の告発に基づき捜査機関が代表者等を逮捕、書類送検、若しくは起訴（不起訴）したとき、又は第1項第2号の通知に基づき公正取引委員会又は建設業許可行政庁が当該登録業者に対する処分又は不処分を決定したときは、その逮捕等の事実又は処分の決定があった日の前日をもって保留措置を解除し、改めて停止措置を行う。ただし、その期間は、当該措置要件に係る停止措置の期間から先の保留措置の期間を差し引いた期間とする。

4 市長は、第2項の規定により保留措置を解除した後に、第1項第1号の告発に基づき当該登録業者の代表者等が逮捕、書類送検、若しくは起訴されたとき、又は第1項第2号の通知に基づき公正取引委員会又は建設業許可行政庁が当該登録業者に対する処分を決定したときは、当該措置要件に係る停止措置の期間から先の保留措置の期間（3月）を差し引いた期間について、当該登録業者に対して改めて停止措置を行う。

5 前2項について、該当する措置要件に係る停止措置の期間よりも、先に行った保留措置の期間の方が長期になる場合は、改めて停止措置を行わないものとする。

(共同企業体の取扱)

第4条 第2条又は第3条の規定により、共同企業体について、資格停止等の措置を行うときは、当該共同企業体の構成員である登録業者（当該資格停止等について、明らかに責を負わないと認められる者を除く。）について、当該共同企業体の資格停止等の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、資格停止等の措置を併せて行う。

2 市長は、前項の規定により資格停止等の措置を行った登録業者を構成員に含む共同企業体についても、当該登録業者と同期間の資格停止等の措置を行う。

(資格停止期間の特例)

第5条 市長は、登録業者又はその代表者等が別表に掲げる措置要件の2以上に該当するときは、該当する期間を合算した期間について、当該登録業者に対して資格停止の措置を行う。ただし、その期間が3年を超えるときは3年とする。

2 市長は、登録業者が資格停止期間中に、当該登録業者又はその代表者等が別表に掲げる措置要件に該当したとき(ただし、同一の事案により措置要件に該当する場合を除く。)は、当該措置要件に定める期間に既に措置されている資格停止の残期間を加算した期間について、当該登録業者に対して改めて資格停止の措置を行う。ただし、その期間が3年を超えるときは3年とする。

3 市長は、資格停止の措置を受けた登録業者が当該資格停止期間の満了後1年を経過するまでの間に、当該登録業者又はその代表者等が別表に掲げる措置要件に該当したとき(ただし、同一の事案により措置要件に該当する場合を除く。)、当該期間の2倍の期間について、当該登録業者に対して資格停止の措置を行う。ただし、その期間が3年を超えるときは3年とする。

4 市長は、資格停止の措置を行うべき事由の生じた登録業者又は資格停止期間中の登録業者について、情状酌量すべき特別の事情があると認めるとき、又は事後の措置が早急かつ適正に行われ改善の努力が著しいと認めるときは、当該措置期間の2分の1まで期間を短縮することができる。又、極めて悪質な事実があると認めるときは、当該措置期間の2倍の期間について、資格停止の措置を行うことができる。ただし、その期間が3年を超えるときは3年とする。

5 市長は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)に違反し、別表の8に該当した登録業者に対して、同法に基づく課徴金減免制度が適用され、その事実が公表されたときは、別表の8に定める期間に2分の1を乗じた期間に短縮することができる。この場合、別表の8のただし書きが適用されるときはこの限りでなく、課徴金減免制度が適用された事実が資格停止期間の2分の1を経過した後で判明したときの資格停止期間は当該事実が確認できた日までとする。また、課徴金減免制度により、課徴金が全額免除され、課徴金納付命令を受けなかった場合でも、別表の8に該当するものとみなす。

(資格停止等の解除)

第6条 市長は、資格停止等の措置期間中である登録業者が、当該資格停止等に係る事由についてその責を負わないことが明らかになったときは、当該資格停止等の措置を解除する。

(資格停止等の継承)

第7条 資格停止等の措置を受けた登録業者から、合併等により営業を実質的に継承したと認められる登録業者には、当該資格停止等の措置を引継がせるものとする。

(措置の内容)

第8条 市長は、措置中の登録業者に対し、以下の各号に掲げる措置を行う。

(1) 指名の取り消し

建設工事等の契約のため指名業者の選定を行うに際し、措置中の登録業者を選定しない。措置中の登録業者を現に指名しているときは、その指名を取り消す。

(2) 随意契約の制限

措置中の登録業者を随意契約の相手方としない。ただし、建設工事等を施行するにあたり、重大な支障があり、かつ、緊急の必要があるときはこの限りでない。

(3) 下請等の禁止

措置中の登録業者が、本市発注建設工事等の全部又は一部を下請し、若しくは受託し、又は当該建設工事等の契約保証人となることを認めない。ただし、資格停止等の措置を開始した日より前に、下請負人若しくは受託者又は契約保証人になっており、かつ、これを除外することによって当該建設工事等の施行に支障があると認められるときはこの限りでない。

(通 知)

第9条 市長は、資格停止等の措置を決定したときは、速やかに当該登録業者に通知しなければならない。

2 市長は、以下の各号に掲げる資格停止等の措置の解除又は変更があったときは、所定の様式により速やかに当該登録業者に通知しなければならない。

- (1) 第3条第2項の規定による保留措置の解除
- (2) 第5条第4項及び第5項の規定による資格停止期間の変更
- (3) 第6条の規定による資格停止等の措置の解除

3 総務部長は、前2項に係る措置の決定があったときは、所定の様式により速やかに泉佐野市建設工事等業者選定委員会委員その他必要と認める発注機関の長に通知しなければならない。

(資格停止等に係る情報の公表)

第10条 市長は、資格停止等の措置に関する情報を原則として公表するものとする。

(資格停止等に至らない事由に関する措置)

第11条 市長は、資格停止等の措置を行わない場合において、必要があると認めるときは、当該登録業者に対し、文書又は口頭で、警告又は注意の喚起を行うことができる。

(補 則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が定める。

附 則

この要綱は、平成12年 9月 1日から施行する。

附 則 (平成13年 8月 2日泉佐総契第 151号)

この要綱は、平成13年 9月 1日から施行する。

附 則 (平成14年 1月10日泉佐総契第1001号)

1 この要綱は、平成14年 4月 1日から施行する。

2 泉佐野市建設工事等暴力団対策措置要綱を廃止する。

附 則 (平成14年11月13日泉佐総契第1574号)

1 この要綱は、平成15年 4月 1日から施行する。

2 改正前の泉佐野市建設工事等指名停止要綱の規定によりされた指名停止等の措置については、この要綱の規定によりされた資格停止等の措置とみなす。

附 則 (平成15年 9月26日泉佐総契第1371号)

この要綱は、平成15年10月 1日から施行する。

附 則 (平成18年 2月23日泉佐総契第2623号)

1 この要綱は、平成18年 2月23日から施行する。

2 改正前の規定によりされた資格停止等の措置については、改正後の規定によりされた資格停止等の措置とみなす。また別表の8の適用については、改正前の独占禁止法が適用されるときは、従前の例による。

附 則 (平成19年 2月 1日泉佐総契第2448号)

この要綱は、平成19年 2月 1日から施行する。

附 則 (平成21年 3月11日泉佐総契第3154号)

この要綱は、平成21年 4月 1日から施行する。

附 則 (平成23年 3月28日泉佐総契第1384号)

この要綱は、平成23年 4月 1日から施行する。

附 則 (平成24年11月12日泉佐総契第938号)

この要綱は、平成25年 1月 1日から施行する。

附 則（平成25年 6月28日泉佐総総第440号）

この要綱は、平成25年 7月 1日から施行する。

附 則（平成31年 3月28日泉佐総総第1545号）

この要綱は、平成31年 4月 1日から施行する。

## 別表

措置要件	期間
<p>1 虚偽記載</p> <p>本市発注建設工事等の契約に関して、以下の(1)又は(2)の書類に虚偽の記載をし、契約の相手方として不相当であると認められるとき</p> <p>(1) 入札参加資格登録審査申請書及びその添付書類、競争入札参加資格確認資料その他入札前の調査資料</p> <p>(2) 建設業法(昭和24年法律第100号)第24条の7第1項に規定する施工体制台帳その他契約担当者が求める提出書類</p>	<p>6月</p> <p>6月</p>
<p>2 入札等</p> <p>代表者等が、本市の入札、契約等の事務の執行に当たり、以下の(1)から(4)のいずれかに該当する行為があったとき</p> <p>(1) 威圧等の行為により公正かつ円滑な事務の執行を妨げたとき</p> <p>(2) 他の登録業者が入札又は見積合せに参加することを妨げたとき</p> <p>(3) 落札者の契約の締結又は契約者の契約の履行を妨げたとき</p> <p>(4) 入札等において落札し、又は決定したにもかかわらず、代表者等の責により契約を締結できなかったとき</p>	<p>2年</p> <p>1年</p> <p>1年</p> <p>1年</p>
<p>3 契約不履行等</p> <p>(1) 工事若しくは製造を粗雑にし、又は物品の品質若しくは数量に関し不正な行為をしたとき</p> <p>イ 故意によると認められるとき</p> <p>ロ 過失によると認められるとき</p> <p>(2) 正当な理由がなく契約を履行しなかったとき</p> <p>(3) 成績が著しく不良のとき</p> <p>イ 工事成績点数が40点未満のとき</p> <p>ロ 工事成績点数が40点以上50点未満のとき</p> <p>ハ 3回以上の重要な手直し又は取替えがあったとき</p> <p>(4) 契約の履行遅延により履行遅滞の場合における損害金の請求がなされたとき</p> <p>イ 遅滞日数が30日未満のとき</p> <p>ロ 遅滞日数が30日以上60日未満のとき</p> <p>ハ 遅滞日数が60日以上</p> <p>(5) その他契約内容に違反する事実があったとき</p>	<p>6月</p> <p>3月</p> <p>2年</p> <p>6月</p> <p>3月</p> <p>1月</p> <p>1月</p> <p>3月</p> <p>6月</p> <p>3月</p>
<p>4 監督等の妨害</p> <p>代表者等が、職員が行う監督、若しくは検査を妨害し、又はその指示等に従わなかったとき</p>	<p>1年</p>
<p>5 建設工事等の安全管理</p> <p>登録業者が本市発注建設工事等の施行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、以下の(1)から(3)のいずれかに該当することとなったとき</p> <p>(1) 公衆に次の被害又は損害を与えたとき</p> <p>イ 死亡者の発生</p> <p>ロ 負傷者の発生又は建物等の損傷</p> <p>(2) 工事関係者に次の被害を与えたとき</p> <p>イ 死亡者の発生</p> <p>ロ 負傷者の発生</p> <p>(3) 本市発注建設工事等以外の建設工事等の施行に当たり多数の死傷者を出すなど、社会的又は経済的に著しく大きい損失を与えたとき</p>	<p>1年</p> <p>3月</p> <p>6月</p> <p>1月</p> <p>3月</p>

<p>6 贈賄行為  代表者等が以下の(1)又は(2)の者に対して行った贈賄の容疑により逮捕又は起訴されたとき  (1) 本市職員(特別職を含む)  (2) 本市職員以外の公共機関の職員</p>	<p>2年 1年</p>
<p>7 談合等  代表者等が以下の(1)又は(2)に該当する建設工事等に関し、偽計入札(刑法(明治40年法律第45号)第96条の6第1項)又は談合(同条第2項)の容疑により逮捕又は起訴されたとき  (1) 本市発注建設工事等  (2) 他の公共機関発注建設工事等</p>	<p>2年 1年</p>
<p>8 独占禁止法違反行為  登録業者又はその代表者等が以下の(1)から(3)に該当する建設工事等に関し、独占禁止法に違反するとして、公正取引委員会から排除措置命令、課徴金納付命令及び告発を受けたとき、又は逮捕されたとき。ただし、独占禁止法に違反するすべての行為が平成18年1月3日以前に行われていた場合は、1/2を乗じた期間とする。  (1) 本市発注建設工事等  (2) 他の公共機関発注建設工事等  (3) (1)又は(2)に掲げるもののほか、独占禁止法に違反し、契約の相手方として不相当であると認められる場合</p>	<p>2年 6月 6月</p>
<p>9 建設業法違反  (1) 代表者等が建設業法に違反し、逮捕又は起訴されたとき  (2) 登録業者が建設業法第28条に規定する処分を受けたとき  イ 指示  ロ 営業停止  (3) 登録業者が建設業法第29条に規定する建設業許可の取消処分を受けたとき</p>	<p>6月  3月 6月 6月</p>
<p>10 暴力行為等  代表者等が次の(1)又は(2)のいずれかに該当する行為により逮捕又は起訴されたとき。  (1) 本市職員に対する暴力行為等  (2) 本市職員以外に対する暴力行為等</p>	<p>2年 6月</p>
<p>11 不当介入に係る報告等  本市の契約履行に当たり、泉佐野市暴力団排除条例(平成24年泉佐野市条例第28号)第9条第2項に規定する本市への報告をしなかったとき</p>	<p>3月</p>
<p>12 その他法令等違反  前各号に掲げる場合のほか、登録業者又はその代表者等がその業務(個人の私生活上の行為以外の登録業者の業務全般をいう)に関し、以下の(1)又は(2)のいずれかに該当したとき  (1) 各種法令に違反し、監督官庁から処分を受け、又は法令に基づき商号等を公表されたとき  (2) 各種法令に違反し、禁こ以上の刑に当たる犯罪(背任等、登録業者又はその代表者等が被害者の立場である場合を除く)の容疑により、逮捕又は起訴されたとき</p>	<p>3月  6月</p>
<p>13 その他  前各号に掲げる場合のほか、代表者等がその業務に関し、不正又は不誠実な行為をし、建設工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき</p>	<p>6月以内で市長が定める期間</p>